

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 43(オ)1213	原審裁判所名	福岡高等裁判所
事件名	建物収去土地明渡請求	原審事件番号	昭和 43(ネ)316
裁判年月日	昭和 44 年 2 月 27 日	原審裁判年月日	昭和 43 年 7 月 18 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 94 号 477 頁		

判示事項	土地に対する抵当権設定登記後に建物を建築した場合と民法三八八条
裁判要旨	土地に対し抵当権を設定した当時右土地上に建物がなく、その後に建物が同土地上に建築されるに至った場合においては、右土地建物が同一の所有者に属するときでも、民法三八八条の規定は適用されない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人小泉幸雄の上告理由について。 民法三八八条は、土地およびその上に存する建物が同一の所有者に属する場合において、その土地のみを抵当としたときに関する規定であるから、土地を抵当権設定の目的物とした場合において、右設定当時において右土地上に建物がなく、その後に建物が同土地上に建築されるに至ったときは、同条の適用のないことは明らかである。この趣旨のもとにDが本件土地に対する法定地上権を取得せず、したがって、上告人も同人から法定地上権を承継取得する由がないものというべきである。所論は独自の見解を述べるものであり、原判決には所論の違法はないから、論旨は採用できない。 よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 松田二郎 裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 岩田誠 裁判官 大隅健一郎)

※参考：判例タイムズ 233 号 83 頁、判例時報 552 号 45 頁、金融商事判例 157 号 9 頁